

環 政 第 484 号
令和 7 年 9 月 8 日

沖縄県知事
玉城 康裕 殿

沖縄県知事
玉城 康裕



県営畑地帯総合整備事業西原地区に係る環境影響評価事後調査報告書
(令和 6 年度) に対する環境保全措置要求について

沖縄県環境影響評価条例(平成 12 年沖縄県条例第 77 号)第 37 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 6 月 27 日付け宮振第 931 号で送付のあったみだしの事後調査報告書について、同条例第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり環境の保全について必要な措置を講ずるよう求めます。

記

地下水の調査において、令和 5 年 12 月以降、L 地点で SS 及び濁度が高くなっている要因について、「L 地点の保孔管の周辺に土壌を起源とする微粒子の局所的な供給源があり、L 地点の濁りが発生していると考えられる」としている。

しかしながら、「この『局所的な供給源』がどのような性質かつ、令和 5 年 12 月 5 日以降の観測結果に影響を与えるに至った経緯については不明である」としていることから、L 地点の水の濁りの要因が本事業による影響であることも否定できない。

ついては、令和 5 年 12 月以降において SS 及び濁度が高くなっていることに関して、事業による影響の有無を把握するため、L 地点における調査を継続し、工事の進捗状況、各ほ場区画の存在及び供用の時期、宮古島市における地下水流動に関する文献及び情報、代替地点における調査結果等を網羅的に整理した上で、その理由を明確に示すこと。

なお、水の濁りの要因が本事業による影響と考えられる場合は、追加の環境保全措置を講じること。

また、L 地点の代替地点を設定するに当たっては、上記に示す文献等を踏まえ慎重に行い、その選定理由及び経緯を事後調査報告書に詳細に記載すること。